

地域訓練会意見交換会に寄せられた御質問及び回答

Q 1. 障害者支援センターの助成金に加えて、よこはまふれあい助成金や年末たすけあい募金も頂いています。収支予算書・決算書では、他の助成金についても分けて書いた方が良いでしょうか？

A 1. 新しい様式に関するご質問のため、横浜市と検討の上、今後配信予定の動画にてご説明致します。

Q 2. 繰越金は自主財源として考えて良いでしょうか。

A 2. 繰越金は、自主財源になります。

Q 3. スポーツ安全保険等保険加入の際、協力者や親も対象と考えて良いでしょうか。また、訓練会活動で作った作品は自宅へ持ち帰っても良いでしょうか。

A 3. 次年度に向けて横浜市と調整しています。

Q 4. 9年度収支予算書イメージパターン1・2では、決算書が2段になっています。監査の際に並べて確認が出来るのでしょうか。

また、2・3年に1回監査に来ていただいています。様式を改訂した場合、監査のやり方は変わりますか。

A 4. 新しい様式に関するご質問のため、横浜市と検討の上、今後配信予定の動画にてご説明致します。

また、監査の方法は変わりありません。

Q 5. “作品等工作に関する費用は、会に帰属する”と記載された会則があれば、子どもが自宅に持ち帰る作品についても助成金の対象になりますか。

A 5. 補助金の交付対象及び助成金の助成対象は、「横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱」及び、「横浜市社会福祉協議会障害者支援センター心身障害児地域訓練会運営費助成事業要綱」に定められています。

Q 6. 会議の時にお弁当を出しても良いでしょうか。

A 6. お弁当を出しても問題ありませんが、自主財源からの支出となります。

Q 7. アートをする際、画用紙や絵の具などを使います。最終的には自宅へ持ち帰るため自主財源になりますか。

また、ハロウィンのお菓子は対象になりますか。

A 7. 次年度に向けて横浜市と調整しています。お菓子は自主財源からの支出となります。

Q 8. 研修の講師へのお礼品は、助成金対象になりますか。

A 8. 謝金は助成金の対象になりますが、お礼品などのお気持ちは自主財源となります。

Q 9. お芋ほり行事で畑を貸してくれている方へのお礼は、助成金対象になりますか。

A 9. 謝金は助成金の対象になりますが、お礼品などのお気持ちは自主財源となります。

Q 1 0. ・イベント時にかかった会員以外（協力者や地域コーディネーター）の交通費は、助成金対象でしょうか。

・駐車場をお借りしている方へのお礼品は助成金対象になりますか。

A 1 0. 協力者は助成金対象です。地域コーディネーターは業務出張として支援センターが支給する場合と助成金対象となる場合があるので個別にご相談ください。会員以外の範囲によって変わる可能性があるので、次年度に向けて調整しています。また、お礼品などお気持ちは自主財源となります。

Q 1 1. 会員・協力者以外の方に渡すお礼等も個人の持ち物になるため、助成金対象外になりますか。助成金対象になる場合は、内訳を明記できる様式にしていきたいです。

A 1 1. 会員・協力者以外においても最終的に個人の持ち物になるものは助成金の対象外となります。新しい様式に向けて参考にさせていただきます。

Q 1 2. ・9年度収支予算書(イメージパターン1)において、助成金対象外を食材費と個人に帰属する経費にした場合、食材費にはお菓子、個人に帰属する経費にはラッピングというように分けて記載することになりますか。

・9年度収支予算書(イメージパターン2)において、対象外の行事費の場合は、プレゼント代としてまとめて記載できますか。

A 1 2. 新しい様式に関するご質問及び次年度に向けて調整しているご質問のため、横浜市と検討の上、今後配信予定の動画にてご説明致します。

Q 1 3. 遠足の協力者分の入場料は、9年度収支予算書(イメージパターン1)の場合は、個人に帰属する経費になりますか。9年度収支予算書(イメージパターン2)の場合は、対象外の行事費に記載できますか。

A 1 3. 新しい様式に関するご質問及び次年度に向けて調整しているご質問のため、横浜市と検討の上、今後配信予定の動画にてご説明致します。

Q 1 4. フォトブック（会員用・会での保管用）は、対象外になりますか。

A 1 4. 個人の持ち物になるため、自主財源からの支出となります。

Q 1 5. 協力者の表彰でお渡しするお花代は、対象外になりますか。

A 1 5. お花等のお気持ちは慶弔費のため、自主財源からの支出となります。

Q 1 6. 先生がいて訓練会が成り立っているため、お礼品やお花など感謝の気持ちを大切にしたいと思っています。何か規程等もあると良いと思っています。

A 1 6. お礼品やお花は慶弔費のため、自主財源からの支出となります。

Q 1 7. プレゼント代やお土産代などの贈答品は、助成金対象になりますか。

A 1 7. 贈答品は慶弔費のため、自主財源からの支出となります。

Q 1 8. 事務手続きを卒会した先輩方をお願いした際の謝金の設定を教えてください。

A 1 8. 訓練会によって謝金に対する考え方・会員の人数が異なるため、謝金の設定をお示しすることは難しいと考えます。

Q 1 9. 行事の際に、きょうだい児も参加して良いことが会の良さと思い、今まで会計に色分けはしていませんでした。

A 1 9. きょうだい児の対象範囲については、次年度に向けて横浜市と調整しております。

Q 2 0. 子ども 1 人に対し介助者を 2 人お願いする場合があります。助成金対象/対象外について教えてください。また、遠方から来ているボランティアへの謝金について、どこまでが助成金対象なのか目安を提示してほしいです。

A 2 0. ボランティアへの謝金は助成金対象になります。障害者支援センターとして、ボランティア対象や謝金の制限は設けておらず、会で決めていただいています。

Q 2 1. 施設入場料(入園料)は対象になりますか。

A 2 1. 次年度に向けて横浜市と調整しています。

Q 2 2. 他の助成金は、自主財源として扱いますか。

A 2 2. 他の助成金は、その助成金ルールに基づいた支出となります。

Q 2 3. 謝礼費で助成金を使っています。謝金の相場や目安を提示していただけますか。

A 2 3. 訓練会によって謝金に対する考え方・会員の人数が異なるため、謝金の目安をお示しすることは難しいと考えます。

Q 2 4. 意見交換の趣旨から外れますが、配布資料の令和 8 年度収支予算書(現行様式イメージ)の予算額の合計欄の金額が、収入支出と
もに 3 万円足りなく記載されています。ご確認くださいますようお願いいたします。

A 2 4. 3 万円少なく記載されていました。申し訳ありません。教えてくださり、ありがとうございました。